

伊丹市地理情報システム再構築事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

伊丹市地理情報システム再構築業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本市では、令和元年より統合型地理情報システム（以下「統合型GIS」という。）、公開型地理情報システム（以下「公開型GIS」という。）および一部の所属における特定の業務に特化した地理情報システム（以下「個別GIS」という。）を運用してきた。

現行システム保守が困難になったため、統合型GISおよび個別GISを活用した業務の安定した遂行と、公開型GISを用いた住民サービスの継続した提供を目的とし、統合型GIS、公開型GIS、個別GISの更新を行うものである。

(3) 業務内容

伊丹市地理情報システム再構築業務調達仕様書のとおり（別添）。

(4) 履行期間

契約締結日から令和13年11月30日まで

- ① 構築業務：契約締結日から令和8年11月30日まで
- ② 運用業務：契約締結日から令和13年11月30日まで（予定）

2. 予定価格総額 54,157,000円（税抜）

【内訳】（想定価格）

- (1) システム構築費用 32,190,000円（税抜）
- (2) システム保守・運用費用（5年分） 17,676,000円（税抜）
- (3) 機器調達費用 4,291,000円（税抜）

なお、見積価格総額が予定価格を超過した場合は失格とする。

また、システム利用にあたって必要になる機器のうち、端末は伊丹市で別途調達予定。本事業で調達対象となる予定の機器については、「伊丹市地理情報システム再構築業務調達仕様書」を参照すること。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるもの（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

入札参加資格	・伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限または伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
--------	--

	<p>令和8年度伊丹市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、伊丹市入札参加資格制限基準又は伊丹市入札参加停止基準に抵触していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当していないこと。 ・国税又は地方税を滞納していないこと。
事業所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001またはJIS Q27001）等の第三者認証を取得していること。なお、再委託先がある場合は、再委託先を予め明らかとし、再委託先も参加資格要件を満たしていること。 ・一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)による地域情報プラットフォーム（GISユニット）の登録製品を有していること。
業務実績	地方公共団体において、統合型GIS、公開型GISおよび個別GISの導入（再構築を含む）実績を有すること。
経営の安定性	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
契約の相手方としての適性	伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しないこと。
事業の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を推進するために十分な体制を確保できること。 ・本業務にて提供するシステムの運用実績があること。 ・本業務を円滑に実施する能力を有していること。 ・移行対象となる現システムの機能やデータを把握できていること。 ・調達仕様書に基づくすべての業務を行うことができること。

4. 説明会

説明会は開催しない。

5. スケジュール

日程については以下を予定している。

- | | | | | |
|--------------|------|----------|----------|--|
| (1) 公募開始 | 令和8年 | 4月 | 9日（木） | |
| (2) 質問受付締切 | 令和8年 | 4月15日（水） | 正午まで（必着） | |
| (3) 質問回答 | 令和8年 | 4月27日（月） | | |
| (4) 参加申込締切 | 令和8年 | 5月1日（金） | 正午まで（必着） | |
| (5) 参加資格結果通知 | 令和8年 | 5月11日（月） | | |

- (6) 企画提案書受付締切 令和8年 5月20日(水) 正午まで(必着)
 (7) 提案審査 令和8年 5月27日(水)
 (8) 結果通知 令和8年 5月29日(金)

6. 質問の受付および回答

本プロポーザルに係る質問の受付および回答については、下記のとおり行う。

- (1) 受付期限：令和8年4月15日(水) 正午まで(必着)
 (2) 提出方法：質問書(様式6)により、「15. 担当部署」宛てにメールにて提出。
 メールの件名は次のとおりとし、電話にて送達確認をすること。
件名：伊丹市地理情報システム再構築事業_質問(事業者名)
 質問書以外の様式や、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
 (3) 回答日：令和8年4月27日(月)
 (4) 回答方法：質問者の名称等を伏せて質問内容および回答を本市ホームページに掲載するとともに、質問者には電子メールにて回答を送付します。
 (5) 備考：提出された質問書が次の①～④に該当する場合、回答は行わない。
 ① 所定の様式「質問書(様式6)」を利用していない。
 ② 参加者名、質問の対象となる資料名・頁・項番等の記載がない。
 ③ 質疑以外(意見等)が記載されている。
 ④ 質問内容に参加者を特定する、もしくは推測できる記載がある。

7. 企画提案参加・不参加について

(1) 参加申込時提出書類

提出書類	提出部数および留意事項
参加申込書(様式7)	電子媒体(1部)
情報セキュリティマネジメントシステム等の第三者認証の認定書(写)	電子媒体(1部) ※「3. 参加資格要件」の「事業所の要件」を証する書類 一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)については、自社プラットフォームで運用している場合はその認定書(写) 他社プラットフォームで運用している場合は、その内容がわかる書類(様式任意) ※再委託先がある場合は再委託先の調書も含めて提出すること

「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」に基づく誓約書（様式 8-1）	PDF形式（電子メールに添付） ※再委託先がある場合は誓約書（様式 8-2）についても提出すること
---------------------------------------	--

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 日（金） 正午まで（必着）

(3) 提出方法

「15. 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認をすること。

件名：伊丹市地理情報システム再構築事業_参加（事業者名）

(4) 企画提案参加資格の通知について

「3. 参加資格要件」に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加することができる。審査結果は令和 8 年 5 月 1 日（月）に参加申込書（様式 7）に記載されたメールアドレス宛てに送付する。

(5) 参加申込後の辞退について

参加申込書を提出後、都合により参加を辞退することになった場合は速やかに辞退届（様式 9）を提出すること。

提出方法：「15. 担当部署」宛てにメールにて提出。

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認をすること。

件名：伊丹市地理情報システム再構築事業_辞退（事業者名）

8. 企画提案書等の作成および提出

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙および企画提案書
- ② 会社概要（様式 1）
- ③ 価格見積書（様式 2）
- ④ 業務実績調書（様式 3）
- ⑤ 技術者の経歴および実績等調書（様式 4）
- ⑥ 機能要件一覧表（回答）（様式 5）

(2) 必要部数

電子媒体（PDF形式）…1部

(3) 企画提案書作成要領

・企画提案書

本市が定める仕様を実現するための提案者固有の技術や能力が記載されるものであり、提案者の基本情報を含め、仕様へのフィット&ギャップでは計れない各項目について、提案を求めるものである。

・様式

ア) 企画提案書は全てA4版、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じてA3版でも可とし、提案書の中に含める。なお、A3版はA4版2ページとしてカウントする。

イ) 企画提案書の表紙には、宛名「伊丹市長様」、タイトル「伊丹市地理情報システム再構築業務企画提案書」、提出年月日、会社名を記載する。

・記載項目

「(実施要領_別紙) 提案書記載項目」の提案書記載項目をそのまま目次構成とし、評価ポイントをふまえて、提案内容を具体的かつ明確に記述すること。また、色付きの項番は重点項目とする。

・留意事項

ア) 1者1案とすること

イ) 表紙・目次を除き、通しの頁番号を付すこと。

ウ) 企画提案書は、50ページ以内(50ページは上限であり、企画提案書の量がそのまま評価につながるものではない。また、「見積書」等、別添付とするものは含まない。)とする。本文の文字の大きさは11～12ptを使用し、行間も読みやすい適切な間隔を維持すること。

エ) 本文は簡潔かつ明瞭に記述し、専門的知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現とするよう配慮し、記載すること。(ただし、仕様書に明記している用語についてはこの限りではない。)

オ) 使用言語は日本語とする。なお、企画提案書内の一部にやむを得なく日本語以外の言語を使用する場合は、付近に必ず注釈を付けること。(ただし仕様書に明記している用語やコンピュータやソフトウェアの名称等については、この限りではない。)

カ) 企画提案書の文字・図表等への着色は認める。

キ) 企画提案書作成およびこれに係る付帯作業、プレゼンテーションに関する経費等は、提案者負担とする。

ク) 提出された企画提案書等については、返却しないものとする。なお、企画提案書内に提案者独自の特許権等を有するビジネスモデルがある際は、当該提案者が不採択となった場合、本市は一切これを使用・公表しない。ただし、内容が、周知の事実であると認められる場合、ならびに提案者が事前にこのことを企画提案書に明記する等の方法により本市に通知していない場合、本市は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和8年5月20日(水) 正午まで(必着)

未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず未提出として扱います。

(5) 提出方法

①提出先 : 「15. 担当部署(問い合わせ先)」に同じ

②提出方法: 電子メール、持参または郵送

【郵送による場合の注意点】

- ・必ず受け取り日時および配達されたことが証明できる方法とすること
- ・封書表面の欄外に「伊丹市地理情報システム再構築事業に係る公募型プロポーザル関係書類在中」と朱書きすること
- ・資料はCD-RまたはDVD-Rに格納すること（USBメモリは不可）

【電子メールによる場合の注意点】

件名は次のとおりとし、電話にて送達確認をすること。

件名：伊丹市地理情報システム再構築業務_企画提案書（事業者名）

9. 提案審査

提出された企画提案書等の書類の審査およびプレゼンテーションにもとづき、伊丹市地理情報システム再構築事業プロポーザル審査会によるヒアリング等を実施するので、提案事業者は以下のとおり参加すること。

(1) 実施日時

令和8年5月27日（水）

(2) 実施場所

伊丹市役所（伊丹市千僧1丁目1番地）内の会議室（予定）

※詳細日時、場所等については企画提案書提出後に通知します。

(3) 実施方式

- ① プレゼンテーション（50分）および質疑応答（20分）
- ② プレゼンテーションを行う者は、今回業務の総括責任者または業務担当者とする。
- ③ プレゼンテーションへの参加者は6名までとする。また、特に各個別GISの機能仕様への質疑応答に対応できる者が参加するのが望ましい。
- ④ プレゼンテーションで使用する接続ケーブル・プロジェクター・スクリーンについては本市で準備する。

(4) プレゼンテーション内容

プレゼンテーションにおいて、下記内容をわかりやすく説明すること。

① 企画提案書要旨説明

<追加配布資料> 不可

- ・企画提案書説明（重点項目の説明は必須とする）
- ・各個別GISの移行方針、機能要件への対応について説明

② 統合型GIS、個別GIS、公開型GISの提案システム説明

<追加配布資料> 可（A4で20枚以内）

【統合型GIS】

- ・提案システムの概要・特長説明
- ・基本操作（実演）

【個別GIS】

- ・提案システムの概要・特長説明
- ・基本操作（実演）
※提案する個別システムのうち1つ

【公開型GIS】

- ・提案システムの概要・特長説明
- ・基本操作（実演）
※現在公開されている他自治体サイト（提案システムと同じもの）をインターネット接続し操作してください。

10. 審査基準および配点

次の審査基準および配点に基づき、企画提案書等の内容および提案価格を総合的に評価し、最も高い評価を得た提案事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として選定する。なお、応募者が1者の場合、企画提案内容に係る審査の結果価格点を除く評価で6割以上の得点を取得できたとき、その1者を優先交渉権者とする。

- (1) 価格 200 / 1300点
- (2) 企画提案内容 1100 / 1300点

11. 審査結果

審査結果（順位・得点）については、令和8年5月29日（金）に各提案事業者宛てに電子メールで通知する。また、本市のホームページにて公表する。

※審査日時、場所等の詳細は企画提案書提出後に通知します。

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案内容が「伊丹市地理情報システム再構築業務調達仕様書」に記載している要件（同仕様書のうち、加点項目については除く）を満たさないとき。
- (4) 「（様式5）機能要件一覧表（回答）」において「必須」とされている項目の機能・要望に対応できないとき。なお、「提案」項目については、機能・要望に対応できない場合についても失格とはならない。
- (5) 価格見積書の価格総額が、前記「2. 予定価格総額」に示した価格（予定価格）を超過しているとき。

- (6) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (7) 提案事業者が「3. 参加資格要件」を満たしていないとき、または虚偽の申請により参加資格を得たとき。
- (8) 優先交渉権者決定の前に、伊丹市入札参加資格制限基準に基づく入札参加資格制限又は伊丹市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けたとき、又は地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないことの規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (9) 本業務の全部（または主たる部分）を第三者に委託する前提の提案が行われたとき。
- (10) 提案審査に参加しなかったとき。

1 3. 契約

(1) 契約締結に向けての協議

選考された優先交渉権者と本市の間で速やかに提案内容を確認する場を設け、協議するものとする。なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議を行う。

(2) 仕様等の確定について

契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更および削除を行ったうえで本契約の仕様へ反映させることができる。次点交渉権者においても同様とする。

(3) 契約締結

運用・保守についてはシステム利用開始時に受注者と直接契約する。

1 4. その他留意事項

- (1) 本件に関して知り得た本市のシステム等に関する一切の内容および情報を、本事業の目的以外に使用したり、第三者に開示したり、漏洩しないこと。
- (2) 本プロポーザルに係る書類の作成、提出および調査に要する一切の費用は、参加者、提案者および候補者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。また、企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合があるが、そこで虚偽の回答をした場合も同様とする。
- (4) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (5) 提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (6) 参加辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはしない。
- (7) 提案審査の質疑にて、提案価格内で「実施する」と回答した内容は必ず実現すること。
- (8) 伊丹市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、提出された企画提案書等は、原則として公開の対象文書とする。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とする場合があるので、これに該当すると考える

部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、契約締結後の公開とする。

- (9) 管理技術者、担当技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (10) 災害・感染症等不測の事態により、本実施要領の手続き等の一部を変更する可能性があることを許容すること。その場合は、別途、提案事業者へ通知するものとする。
- (11) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。

1 5. 担当部署（問い合わせ先）

伊丹市 総合政策部 経営戦略室 デジタル戦略課（市役所5階）

住所：〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話：072-784-8019（直通）

メールアドレス：digi-st@city.itami.lg.jp